

浜松市教育委員会学校給食場職員安全衛生委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市教育委員会職員安全衛生規程(昭和57年浜松市教育委員会訓令甲第2号)第26条の規定に基づき、浜松市教育委員会学校給食場職員安全衛生委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な事項を定める。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、学校給食場職員の安全衛生管理について、次の各号に定める事項について審議し、若しくは調査する。

- (1) 学校給食場職員の危険及び健康障害の防止に関すること
- (2) 労働災害及び健康障害の原因並びに再発防止に関すること
- (3) 安全衛生教育に関すること
- (4) 新規に採用する機械、器具その他設備に係る危険及び健康障害の防止に関すること
- (5) その他必要事項に関すること

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(会議の開催)

第5条 会議は、原則として毎月1回開催する。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めその意見を聴くことができる。

(安全衛生推進員)

第7条 学校給食場に安全衛生推進員を置き、教頭をもって充てる。

2 安全衛生推進員は、衛生管理者を補佐し次の業務を行う。

- (1) 作業環境の維持管理について関係者への連絡
- (2) 給食場の巡視及び必要な措置

(所掌)

第8条 この委員会の事務は、健康安全課において行う。

(議事録の保存)

第9条 委員会の議事録は、3年間保存する。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会で定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和60年8月29日から施行する。
- 2 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。